

市立公園・環境楽習館の指定管理者募集について



市立公園・環境楽習館の指定管理者募集について

令和5年1月
小金井市環境政策課

- 1 指定管理者制度導入に向けた意見交換等
- 2 指定管理者制度導入対象施設
- 3 対象施設を一括で指定管理化する理由について
- 4 指定管理期間及び非公募の更新について
- 5 子どもワークショップの主な意見について
- 6 子育て世代アンケートの主な意見について
- 7 環境美化サポーターアンケートの意見について
- 8 期待する導入効果（市立公園）
- 9 期待する導入効果（環境楽習館）
- 10 市立公園に期待する役割
- 11 環境楽習館に期待する役割
- 12 指定管理者に求める能力及び役割（市立公園）
- 13 指定管理者に求める能力及び役割（環境楽習館）
- 14 自動販売機の設置について（市立公園）
- 15 市立公園条例の改正（案）について
- 16 滄浪泉園緑地条例の改正（案）について
- 17 環境配慮住宅型研修施設（環境楽習館）条例の改正（案）について
- 18 今後の主なスケジュール（案）について

1 指定管理者制度導入に向けた意見交換等

	実施項目	概要	実施時期
1	市内造園事業者への説明 公	指定管理者制度の導入について	令和4年4月5日、7日、令和5年1月26日
2	環境市民会議との意見交換 公 環		令和4年4月8日、5月13日、9月22日 令和5年1月19日
3	環境美化サポーターへの説明 公		令和4年4月27日、5月27日、30日 令和5年1月17日、1月19日
4	市民説明会 公 環	指定管理者制度の概要について	令和4年5月19日、29日
5	シルバー人材センター (滄浪泉園緑地窓口等 委託事業者) への説明 公	指定管理者制度の導入について	令和4年5月25日
6	民間事業者(5団体)と 個別対話 公 環	事業スキーム等について	令和4年6月27日、28日

アイコン説明 **公** 市立公園に関すること

環 環境楽習館に関すること

1 指定管理者制度導入に向けた意見交換等

	実施項目		概要	実施時期
7	障害者団体（市立公園清掃委託事業者）への説明	公	指定管理者制度の導入について	令和4年7月26日、27日
8	子どもワークショップ（市内4児童館）	公 環	市立公園・環境楽習館に求める機能等について	令和4年7月28日～8月3日
9	子育て世帯向けアンケート	公 環		令和4年7月28日～8月31日
10	環境美化サポーター向けアンケート	公	市立公園の指定管理者に求めること等について	令和4年8月24日～9月15日
11	NPO法人（環境楽習館管理運営委託事業者）への説明	環	環境楽習館の管理運営について	令和4年9月16日、27日
12	利用団体等（利用団体、近隣住民、自治会）への説明	環	指定管理者制度の導入について	令和4年10月27日
13	環境審議会での審議	公 環	指定管理者制度の導入について個別対話実施結果報告について等	令和4年6月28日、8月10日、12月22日
14	緑地保全対策審議会での審議			令和4年8月23日、12月27日

2 指定管理者制度導入対象施設

市立公園

全ての市立公園（223か所）

- ・公園（都市公園、児童遊園、子供広場）
- ・滄浪泉園緑地
- ・緑地（市立小中学校等の接道緑化、緑地帯及び玉川上水アジサイ緑地を含む）



環境楽習館

所在地 小金井市貫井南町3-2-16
(延床面積 120.79m²)



3 対象施設を一括で指定管理化する理由について

環境楽習館に市民協働担当者を配置（予定）

環境楽習館と隣接する「はけうえ広場」を一体活用

- にぎわいの創出
- 環境啓発の推進
- 市民協働の推進
- 市立公園と環境楽習館の相互の魅力向上
- 市立公園と環境楽習館の更なる活用

「新たな拠点」
の創出

「新たな市民サービス」
の創出



「はけうえ広場」

4 指定管理期間及び非公募の更新について

指定管理期間

5年間（令和6年4月1日から令和11年3月31日まで）

非公募の更新について

【条件】

- ▶ 指定管理開始後、市が実施する評価で一定以上の評価（安定した事業活動及び事業効果が相当程度期待できる場合）を得られた場合
- ▶ 指定期間の終了後も引き続き当該施設の管理運営を希望する場合

◎ 非公募の更新（1度限り）

◎ 5年間（令和11年4月1日～令和16年3月31日まで）選定

5 子どもワークショップの主な意見について

公園

あったらいいもの

トランポリン、ツリーハウス、秘密基地

行ってみたいイベント

縁日・おまつり、水遊び、ドッジボール大会

してみたいこと

サッカー、野球、バスケ、バーベキュー、キャンプ

環境 楽習館

あったらいいもの

エアコン、プール、Wifi、カフェ、動物

行ってみたいイベント

キャンプ、お泊り会、スイーツづくり、スライムづくり

してみたいこと

カードゲーム大会、プログラミング、インターネット

6 子育て世代アンケートの主な意見について

公園

あったらいいもの

カフェ、キッチンカー

行ってみたいイベント

縁日・おまつり、フリーマーケット・マルシェ

してみたいこと

水遊び、花火、ボール遊び

環境 楽習館

あったらいいもの

カフェ、自由に遊べるスペース

行ってみたいイベント

ヨガ、工作教室、料理教室

学んでみたいこと

ゴミのリサイクル、地域環境、動植物の観察

7 環境美化サポーターアンケートの主な意見について

小金井市に配慮を
求めること

- 1 公園の適切な維持管理 (66.7%)
- 2 指定管理者への評価・指導 (57.1%)
- 3 公園の質の向上 (42.9%)
コーディネート担当職員の配置 (42.9%)

指定管理者に配慮を
求めること

- 1 環境美化サポーターとの積極的な情報共有 (71.4%)
- 2 公園の適切な維持管理 (66.7%)
- 3 市民等からの要望・苦情の適切な対応 (61.9%)

活動を継続・発展の
ために必要な支援

- 1 定期的な情報共有・意見交換 (59.1%)
- 2 維持管理に関する日常的な相談業務の充実 (59.1%)
- 3 活動状況の情報発信 (45.5%)

※ 回答数の多い上位3項目までを抜粋

8 期待する導入効果（市立公園）

① 適切な維持管理

公園利用者の安全を第一に考え、特に植栽等の管理は、中長期的な視点から、専門的な知見に基づく予防的な観点により日常的及び計画的な維持管理が期待できる。

② 環境美化サポーターとの協働の推進

市民協働の経験・ノウハウ及び植生などの専門的な知識を有する市民協働担当者を指定管理者側に配置することにより、環境美化サポーターの相談用務の充実及び技術向上を図り、今まで以上に積極的な活動及び新規ボランティアの参加につながることを期待できる。

（アイデア例）

- ・危険樹木の計画的な伐採による安全確保
- ・適切な時期・回数による草刈り・低木の剪定

- ・ガーデニング講座の実施（新規サポーターの確保）
- ・専門家のアドバイザー派遣（サポーターの養成）

8 期待する導入効果（市立公園）

③ 公園の魅力向上

指定管理者による市民ニーズを捉えた年間を通して充実した市民参加型のイベント実施により、公園の魅力向上が期待できる。

④ 低未利用公園の活用

地域に分散している低未利用公園の有効活用が課題となっており、民間事業者の経験やノウハウを活用し、市民等からのアイデアを取り入れた積極的な利活用が期待できる。

（アイデア例）

（自主事業）

- ・子ども向け走り方・縄跳び・インラインスケート教室
- ・パークヨガ
- ・ランニング教室
- ・Parkで英会話
- ・楽ちんBBQ（機材等レンタル）等

（自主事業）

- ・DIY教室
- ・木工教室
- ・ドッグラン
- ・ハーブガーデン
- ・花苗の栽培、堆肥づくり等

9 期待する導入効果（環境楽習館）

① 低未利用設備の活用

キッチン設備やビオトープ等を民間の柔軟なアイデアで活用する方策が期待できる。

（アイデア例）

- （自主事業）
- ・シェアキッチン
 - ・地場野菜を使った料理教室
 - ・ビオトープ講座
 - ・写生教室
 - ・水生植物の観察会等

② にぎわいの創出

市民参加型のイベントの実施、市民団体・教育機関等との協働の推進による新たな市民サービスの提供が期待できる。

- （自主事業）
- ・キッチンカー
 - ・マルシェ
 - ・昆虫観察会
 - ・ウォーキングフェスタ
 - ・季節行事の体験会等

9 期待する導入効果（環境楽習館）

（アイデア例）

③ 利用者・地域住民の利便性向上

気軽に立ち寄れる雰囲気、場づくりをして、地域住民にも親しまれる施設運営により、市民の利便性の向上につながる。

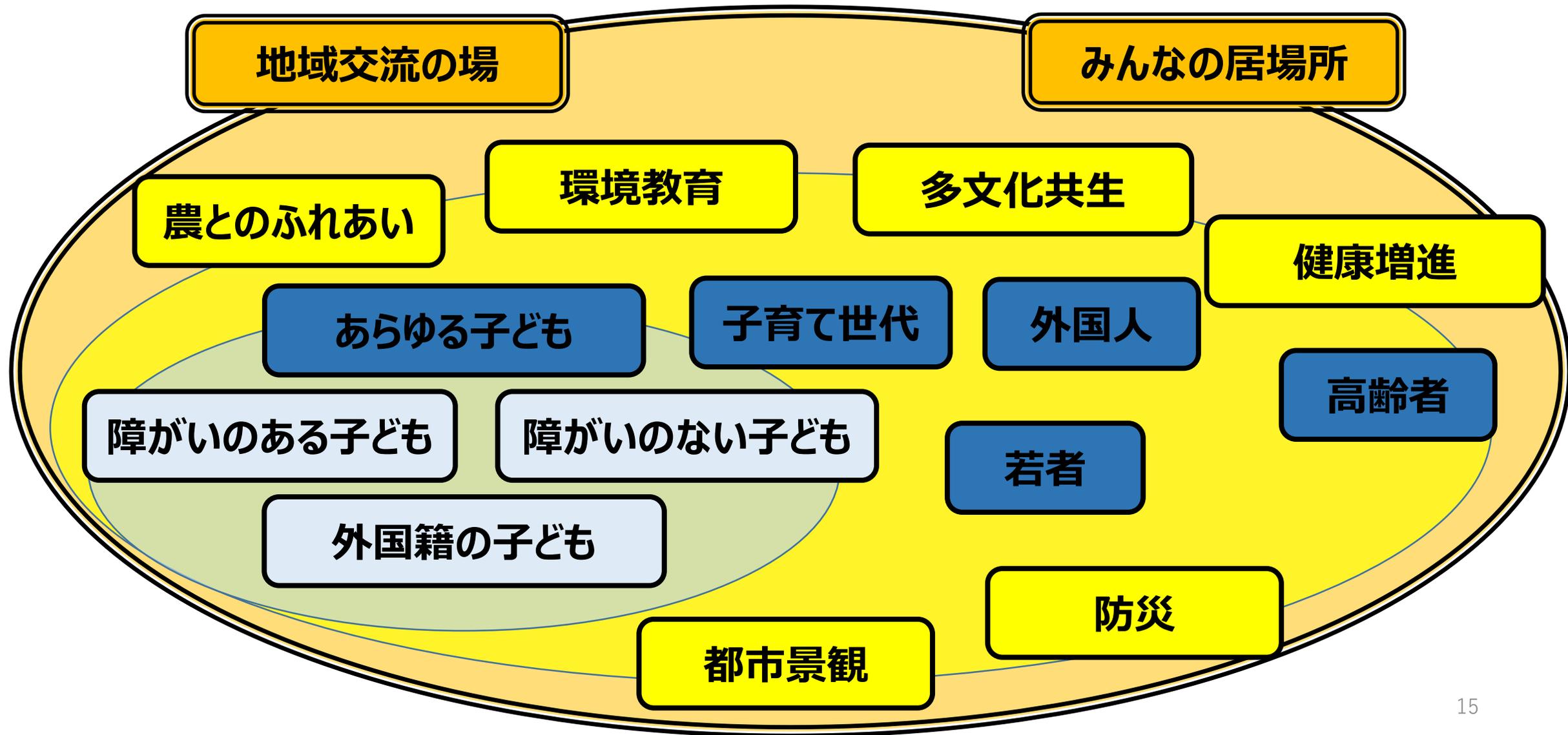
- ・市内事業者が地場野菜等を使って作った物品（ジャム・ジェラート・ジュース・クッキー）の販売
- ・地場野菜の販売
- ・環境啓発グッズの販売
- ・ピラティス教室
- ・ベビーマッサージ体験会
- ・英会話教室 等

④ 市立公園との一体利用

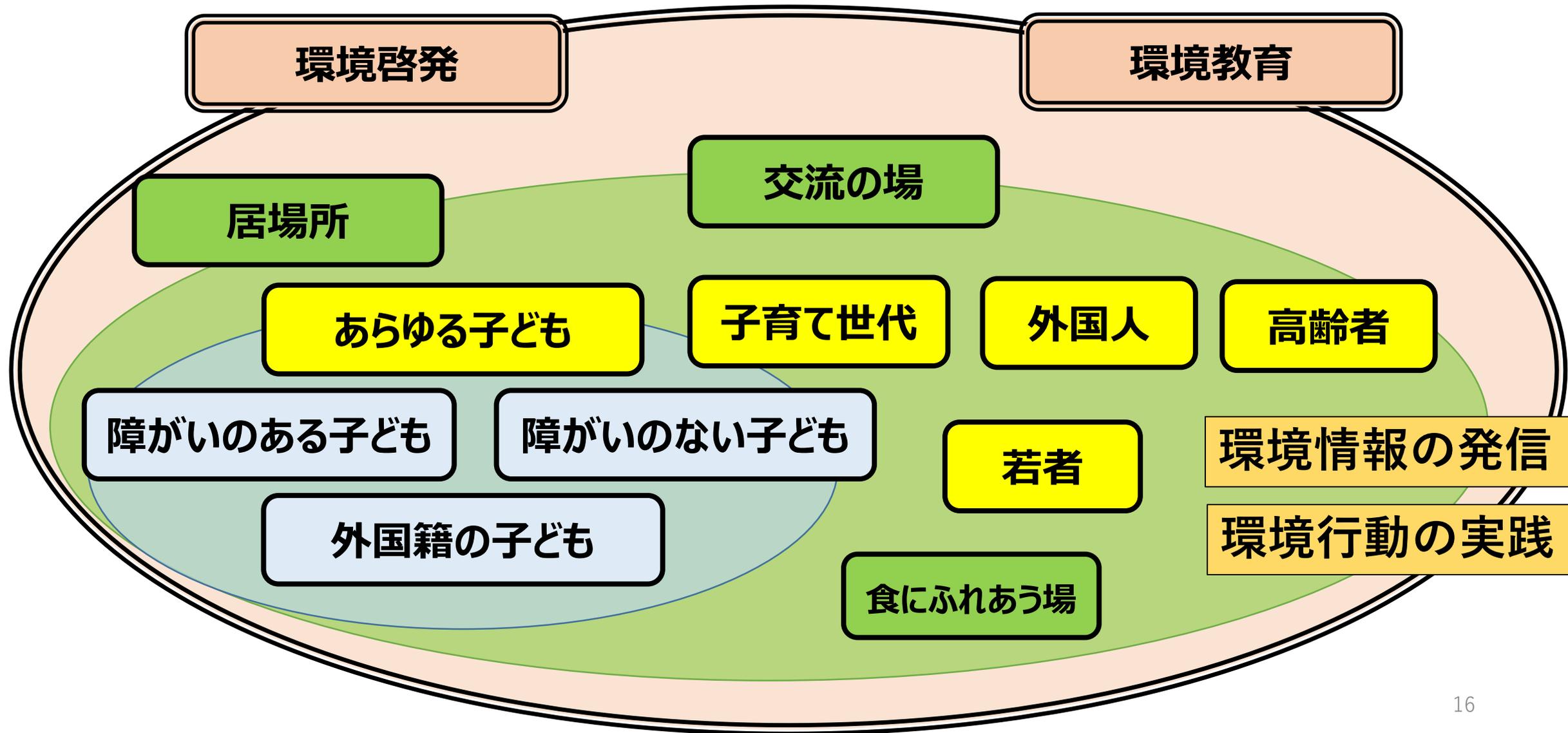
・環境教育の一環として、市立公園と環境楽習館を一体に活用
・滄浪泉園緑地との一体利用による利用者数の増大が期待できる。

- ・滄浪泉園緑地紅葉見学会＆写真コンテスト
- ・市立公園と環境楽習館を巡る環境スタンプラリー
- ・緑・生き物・自然のパネル展＆講演会
- ・はけうえ広場でのミニプールの設置
- ・お花見親子ピクニック 等

10 市立公園に期待する役割



11 環境楽習館に期待する役割



12 指定管理者に求める能力及び役割（市立公園）

管理運営の質の向上

中長期的な視点からの予防的な維持管理

- ・利用者と地域住民の安全で快適な利用
- ・適切な人員体制（必要な専門的な知識・技術力、経験を有している人材）
- ・危機管理対応（想定されるあらゆるリスクに対する予防措置対応）

適切な維持管理

市民要望の適切な対応

主体的、迅速、丁寧、適切な対応

- ・要望、苦情の市との情報共有
- ・利用者、地域住民の声を的確に把握し、信頼関係の構築

市民協働の推進

市民協働担当者の配置

- ・環境美化サポーターの日常的な相談対応、定期的な協議の実施

市内事業者の活用

障害者団体の契約継続、シルバー人材センター、市内造園事業者等の積極活用

利用者ニーズの把握

利用者アンケートの実施

- ・管理運営の質の向上のため、市民ニーズを把握

低未利用公園の活用

市民等からのアイデアを生かした積極的な活用

13 指定管理者に求める能力及び役割（環境楽習館）

管理運営の質の向上

環境学習・環境啓発の向上に資する維持管理

- ・環境に関する市民活動の活性化、環境学習の推進
- ・適切な人員体制の確保
- ・地域資源の積極的活用

適切な維持管理

市民要望の適切な対応

主体的、迅速、丁寧、適切な対応

- ・要望、苦情の市との情報共有
- ・利用者、近隣住民を含む地域住民の声を的確に把握し、信頼関係の構築

市民協働の推進

市民等からのアイデアを取り入れた事業の推進

市内事業者の活用

市内事業者の積極的な活用（事業の実施、施設の修繕等）

利用者ニーズの把握

利用者アンケートの実施

- ・管理運営の質の向上のため、市民ニーズを把握

14 自動販売機の設置について（市立公園）

「小金井市施設における自動販売機の削減に関する方針」に基づき、自動販売機の削減を推進しているが、**酷暑対策**及び**防災対策の観点**より「**公園利用者の利便性向上**」を図るため、以下に掲げる条件を満たす場合に限り許可する。

【条件】

使用料免除予定

- ▶ **設置できる公園**（栗山公園・梶野公園）
公園面積1ha以上かつ地域防災計画において防災機能を有する公園
- ▶ **設置できる自動販売機の仕様**
 - ・環境に配慮したゼロカーボン等の仕様であるもの（環境配慮の取組みを推進する）
 - ・防災に配慮した仕様であるもの（震災時に震災情報を流せたり、自動販売機内の製品を無償提供する機能を搭載するなど）
- ▶ **費用負担**
設置に要する費用は全て指定管理者が負担すること（設置費用・ごみ処理費用等）
- ▶ **責任分担**
近隣住民等トラブル対応は指定管理者の責任とすること

15 市立公園条例の改正（案）について 【改正内容①】

▶ **公園の管理運営を指定管理者が行える規定の整備**

【指定管理者の業務】

- ①公園の維持管理・修繕業務
- ②要望、苦情への対応
- ③公園の使用許可に関する業務
（受付、案内、使用料の収受・減免）
- ④環境美化サポーターとの協働の推進
- ⑤公園の魅力向上を図るための自主事業の実施
- ⑥事業の自己評価（事業モニタリング）
- ⑦利用者アンケートの実施

15 市立公園条例の改正（案）について 【改正内容②】

➤ 指定管理者の管理運営基準の整備

①適切な利用者サービスの提供

- ・近隣住民・公園利用者に対し、迅速、的確に誠意ある対応
- ・利用者ニーズを反映した運営を行い、サービスの向上に努める

②適切な維持管理・修繕

- ・万全な安全対策を講じ、公園利用者の安全・快適な利用を図る
- ・予防的維持管理の視点において園内の日常的巡回
- ・迷惑、危険となるような行為に対する指導

③個人情報適切な管理

法令及び社会的責務を果たすとともに、自ら確認・評価・改善する

15 市立公園条例の改正（案）について 【改正内容③】

▶ 指定管理者を評価をする規定の整備

① 管理業務の評価

指定管理者の管理業務について、評価する

② 評価委員会の設置

学識経験者、一般市民、関係職員で構成する委員会を組織

⇒ 管理業務に関する評価を調査、審議する

（市立公園・滄浪泉園緑地・環境楽習館の管理業務を一体評価）

15 市立公園条例の改正（案）について 【改正内容④】

▶ **公園施設の設置管理許可についての規定の整備**

【公園施設の設置管理許可】

民間事業者に公園施設（売店、カフェ等）の設置と管理を許可する制度

⇒ 市立公園の更なる活用、市民サービスの向上を図るため、指定管理者の募集と併せて、民間事業者による公園施設の設置管理の募集をする。

16 滄浪泉園緑地条例の改正（案）について【改正内容①】

▶ 緑地の管理運営を指定管理者が行える規定の整備

【指定管理者の業務】

- ① 緑地の維持管理・修繕業務
- ② 要望、苦情への対応
- ③ 緑地の使用許可に関する業務
（受付、案内、使用料の収受・減免）
- ④ 緑地の魅力向上を図るための自主事業の実施
- ⑤ 事業の自己評価（事業モニタリング）
- ⑥ 利用者アンケートの実施

16 滄浪泉園緑地条例の改正（案）について【改正内容②】

➤ 指定管理者の管理運営基準の整備

①適切な利用者サービスの提供

- ・近隣住民・来園者に対し、迅速、的確に誠意ある対応
- ・利用者ニーズを反映した運営を行い、サービスの向上に努める

②適切な維持管理・修繕

- ・万全な安全対策を講じ、公園利用者の安全・快適な利用を図る
- ・予防的維持管理の視点において園内の日常的巡回
- ・迷惑、危険となるような行為に対する指導

③個人情報適切な管理

法令及び社会的責務を果たすとともに、自ら確認・評価・改善する

16 滄浪泉園緑地条例の改正（案）について【改正内容③】

▶ 指定管理者を評価をする規定の整備

① 管理業務の評価

指定管理者の管理業務について、評価を受けることを義務化

② 評価委員会の設置

学識経験者、一般市民、関係職員で構成する委員会を組織

⇒ 管理業務に関する評価を調査、審議する

（市立公園・滄浪泉園緑地・環境楽習館の管理業務を一体評価）

17 環境配慮住宅型研修施設（環境楽習館）条例の改正（案）について

【改正内容①】

▶ 条例名の変更

環境配慮住宅型研修施設条例



環境楽習館条例

▶ 設置目的の変更

環境啓発

- ・温暖化防止
- ・温室効果ガスの発生抑制
- ・環境負荷を低減した生活



環境啓発+市民コミュニティの醸成

- ・子ども同士、親子の交流
- ・環境をテーマとした交流
- ・食や農にふれあう

17 環境配慮住宅型研修施設（環境楽習館）条例の改正（案）について

【改正内容②】

▶ 休館日の変更

8月1日～8月31日を閉館 ⇒ 8月1日～8月31日を開館

▶ 環境楽習館の管理運営を指定管理者が行える規定の整備

【指定管理者の業務】

- ①環境啓発に関する業務
- ②要望、苦情への対応
- ③使用承認に関する業務（受付、案内、使用料の収受・減免）
- ④環境に関する情報収集及び提供

➤ 指定管理者の管理運営基準の整備

① 適切な利用者サービスの提供

- ・近隣住民・施設利用者に対し、迅速、的確に誠意ある対応
- ・利用者ニーズを反映した運営を行い、サービスの向上に努める

② 適切な維持管理・修繕

- ・適切な人員体制の確保
- ・快適かつ安全に利用できるよう適切な維持管理

③ 個人情報情報の適切な管理

法令及び社会的責務を果たすとともに、自ら確認・評価・改善する

17 環境配慮住宅型研修施設（環境楽習館）条例の改正（案）について

【改正内容④】

➤ 指定管理者を評価をする規定の整備

① 管理業務の評価

指定管理者の管理業務について、評価を受けることを義務化

② 評価委員会の設置

学識経験者、一般市民、関係職員で構成する委員会を組織

⇒管理業務に関する評価を調査、審議する

（市立公園・滄浪泉園緑地・環境楽習館の管理業務を一体評価）

18 今後の主なスケジュール（案）について

	実施項目	実施時期（予定）
1	市民説明会	令和5年1月30日
2	関連議案の提出	令和5年2月中旬
3	指定管理者選定委員会（募集要項の審査）	令和5年4月上旬
4	参加申込予定事業者向け説明会	令和5年4月下旬
5	指定管理者選定委員会（1次審査）	令和5年7月中旬
6	指定管理者選定委員会（2次審査）	令和5年7月下旬
7	指定候補事業者決定	令和5年8月上旬
8	指定管理者指定告示	令和5年10月下旬
9	指定管理者による業務開始	令和6年4月1日